

令和5年度第2回高知県環境審議会 次第

日時：令和6年1月31日（水）13:30～15:30

場所：高知城ホール 4F 多目的ホール

1 開会

2 林業振興・環境部長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 審議事項

- ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について

5 諮問事項

- ・姫島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

高知県環境基本計画第五次計画 進捗管理シート 総括表

【令和5年度の進捗状況】

目 次	
戦略1 地球温暖化への対策	1
戦略2 循環型社会への取組	5
戦略3 自然環境を守る取組	9
戦略4 地域資源を活かした産業振興	13
戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり	15
進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）	17

【計画期間：令和3年度 ▶▶▶▶▶ 令和7年度】

戦略1 地球温暖化への対策

※【重点施策】を含む欄を網掛けにしています。

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策 ※【重点施策】に下線を引いています。	各戦略の指標							第五次計画の目標に対する 進捗率・理由	事業概要	R5			R6の方向性	担当課
			目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5 (R6.11末 時点)	R6							
									進捗率			進捗率	進捗率			
1	当初	【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】 1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度)	年間	24.1%削減 (H29)	47%以上削減 (R12)	未集計	未集計	未集計	○ 基本的に、2年後に集計結果が公開される。	<ul style="list-style-type: none"> ・量販店等と連携した啓発活動の実施 ・学生・学校との連携による啓発活動の実施 ・環境にやさしい買い物キャンペーン2023(集計中) ・エコ通勤ウィーク開催 ・web版環境パスポートの運用、環境にやさしい行動を促すキャンペーンの実施 (web版環境パスポート:ユーザーのCO2排出量や削減量の見える化、環境にやさしい取組の共有、環境関連イベントの告知などを通じて、行動変容を促すことにより、県民に楽しく地球温暖化対策に取り組んでもらうためのwebサービス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・量販店等と連携した啓発活動の実施(11月末時点で3回) ・学生・学校との連携による啓発活動の実施(11月末時点で10回) ・エコ通勤ウィーク開催(実施団体数:3団体、参加人数:150名) ・環境パスポートの登録者数(1,548人(令和6年1月10日時点)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物キャンペーンの実施により、レジ袋を使用しない、生鮮食品は産地が近いものを選ぶ、消費・賞味期限が近いものを購入するといったことは、浸透してきている。 ・県民の意識の向上、環境にやさしい行動の促進が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年5月頃開催予定の県民会議において、方向性を上程、承認される予定。(今年度と同等の取組に加え、今年度別の事業(協働の森事業)の主催で開催された「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム」を県民会議の主催で開催し、更なる県民への地球温暖化防止の普及啓発を図る。 ・環境パスポートのアプリ化によりユーザーの利便性向上を図るとともに、日常生活で利用される仕組みをつくり、継続的な行動変容を促していく。 	環境計画推進課	
			エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社 (R元)	270社 (R7)	220社	211社	198社	△						○ 新規認証や認証維持に係る費用や作業の負担が大きいことに対して、事業者が感じている対応が少ないため。
			地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率	—	9.1% (R元)	5%未満 (R7)	7.1%	7.8%	5.3%	◎						○ 対策が一定浸透しているものと考えられる。
2	当初	【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】 1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保 5 その他のエネルギーの普及促進	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7% (R元)	11.1% (R7)	9.5%	10.0%	10.0%	○ R5年度より、住宅用太陽光補助金を市町村に間接補助している。R6年度より、更なる拡充を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 4月:住宅用太陽光補助金7市7町交付決定(室戸市・須崎市・東洋町・奈半利町・安田町・いの町・四方十町) 6月:住宅用太陽光補助金1町交付決定(土佐町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光の補助金を設置している市町村が18(9市8町1村)に拡大。うち、県の補助金を活用しているのは、8市町 ・自己所有用(民間事業者用)の補助金は、9件の内定(うち6件交付決定)を行っていたが、事業者から4件の辞退があり、5件について事業が進捗している。(PPAIは申請なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光の補助金を設置している市町村が18(9市8町1村)に拡大。うち、県の補助金を活用しているのは、8市町 ・自己所有用(民間事業者用)の補助金は、9件の内定(うち6件交付決定)を行っていたが、事業者から4件の辞退があり、5件について事業が進捗している。(PPAIは申請なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光補助金の拡充により、県内全市町村の補助金設置を目指す。(R5年度に住宅用太陽光の補助制度がないのは16市町村) ・昨今の設置機器の納品や工期の長期化傾向を踏まえ、住宅用、自己所有用(民間事業者用)のいずれの補助金も12月補正で予算計上することで、補助対象期間を拡充する。 ・新聞広告や商工会議所や産業振興センターの広報紙なども活用して、住民や県内企業等に広く周知を行うこととしており、これまでより多くの住民や事業者の方々に活用していただける体制、制度を改善する。 	環境計画推進課	
			住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	—	500件 (R7)	—	—	R5年度末確定予定	○ R5年度より、住宅用太陽光補助金で蓄電池を補助対象としている。R6年度より、V2Hも対象とする。						
			民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	—	25件 (R7)	4社	13件	18件	○						○ 導入件数を加速化するため、R6年度より予算を拡大する。(補助件数の拡充)
			小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	—	3件 (R7)	—	—	—	—						○
			地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	—	3件 (R7)	1件	1件	2件	△						○ 「今年度も脱炭素先行地域に選ばれる市町村が出てきているので、今後の設立に期待ができる。
			「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	—	20社 (R7)	1件	1件	1件	1件						△
3	当初	【1-3 気候変動の影響への対応】 1 地球温暖化の影響への対応	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	—	計画の推進	—	—	—	○ 気候変動適応センターによる県民向けの情報提供・啓発を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児向け(5〜7歳)啓発冊子の作成(2,000部) ⇒県内全保育所・小学校(464ヶ所)に1部送付し、活用依頼。併せて評価のためのアンケート調査を実施。高知中学校長及び園長会で再依頼。保育所での読み聞かせ、小学校1年生の授業の様子を取材し、活用状況をHPで公表。 ・小学高学年向け啓発パネルによる「パネル展示(5回:環境NPO主催の環境博、高知市民図書館等)」 ・小学保護者会による小学高学年向け啓発冊子の活用講座の取材・HPでの公表。 ・熱中症指数測定器貸出制度の創設 ⇒6台購入し、市町村・学校・団体へ貸出し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児向け啓発冊子に関するアンケート調査(回答数101)の結果、83%が分かりやすいと評価。保育園では92%(72ヶ所)、小学校を含む主体では73%(74ヶ所)が読み聞かせや授業で活用。 ・パネル展示期間中、小学高学年向け啓発冊子75部、幼児向け啓発冊子20部を配布。 ・熱中症指数測定器は10機関(市町村4・小学校5・中学校1)で防災無線や校内放送での注意喚起、健康教室等で活用され、3機関が自主購入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児向け啓発冊子は、内容をよこしい祭の場面からスタートする熱中症対策を主軸としたこと、絵本形式にしたことが功を奏し、分かりやすいと高評価を得た。アンケートに回答した保育所の9割以上が読み聞かせで活用したほか、9ヶ所・306名の追加配付に繋がり、幼児への啓発が進んだ。 ・熱中症指数測定器貸出制度の創設により、利用した複数の機関の自主購入につながることも、活用事例をHPに掲載することで熱中症対策に資することができた。 	PR効果の高いイベントへの出展や出前講座を行うなど、新たな啓発活動を展開する。	環境計画推進課	
				高知県気候変動適応センター(高知県衛生環境研究所)と連携し、県民・事業者・市町村に対し、本県における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理及び提供を行う。												
4	当初	【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】 1 公共交通機関の利用促進	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9% (R元)	39% (R12)	32%	17%	21% (R5.4~9)	○ R4年度に実績報告の方法を変更。R4年度との比較では、参加率は増加している。	<ul style="list-style-type: none"> 【こうち520運動の実施】 県庁職員(本庁・西庁・北庁)が月に2回(5日と20日)公共交通で通勤する520運動への参加を呼びかけ、公共交通の利用促進を通じてCO₂の削減につなげる。 【公共交通利用の広報・啓発】 Webサイト・テレビCM・新聞広告等で公共交通の必要性を訴えるとともに、公共交通応援キャンペーン(6~8月に公共交通をテーマにした写真・川柳・子ども絵画作品を募集)を実施して、県民の公共交通を利用する機運を醸成する。 ・県内の小学生に、土日祝に現金でも割引運賃となるバス・でんしゃや割引バスポート※や、公共交通の乗り方パンフレット(小学4年生のみ)、夏休み・冬休み・春休みに路線バスで利用できるバスキッズ定期券の案内チラシを配布して、公共交通への関心を深めてもらう。 ※(カ)カード(す)か(で)あれば、自動的に土日祝は割引料金も利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【こうち520運動の実施】 参加率21%(4月~9月) 公共交通(バス・電車)の公共交通で通勤が可能なうち、公共交通を利用して通勤した職員は参加率(10~12月の参加率は集計中) 【公共交通利用の広報・啓発】 テレビCMやチラシの配布等で啓発活動を実施し、公共交通をテーマにした絵画・川柳・キャラクター作品を募集 ・県内の全小学生にバス・電車割引バスポート、バスキッズ定期券の配布 ・県内の全小学4年生にバス・電車の乗り方パンフレットの配布(バス事業者への配布枚数含む) バス・電車割引バスポート:36,730枚、バスキッズ定期券:37,530枚、バス・電車乗り方パンフレット:6,339部 	<ul style="list-style-type: none"> 【こうち520運動の実施】 上記結果により、4,372kgのCO₂削減に寄与(4月~9月) 【公共交通利用の広報・啓発】 子ども絵画59点、川柳1,617点、キャラクター45点の計1,721点、バスキッズ定期券※販売数:139枚 ※夏休み等の休暇期間中に使用できる小学生向けのバス乗り放題券 	<ul style="list-style-type: none"> 【こうち520運動の実施】 引き続き事業を継続し、県職員の公共交通利用を促すとともに、県内市町村に対しても職員の公共交通利用を促す取り組みの実施を呼びかけていく 【公共交通利用の広報・啓発】 公共交通を取り巻く状況は依然厳しいものの、コロナ禍からは回復しつつある。一方で、運転士不足を背景とした減便等が続き、公共交通の利便性の低下が深刻化していることから、事業を一旦縮小し、運転士確保の取り組みを強化 	交通運輸政策課	
				【公共交通利用の広報・啓発】 公共交通利用の広報・啓発 公共交通応援キャンペーン応募者数 子ども絵画59点、川柳1,617点、キャラクター45点の計1,721点、バスキッズ定期券※販売数:139枚 ※夏休み等の休暇期間中に使用できる小学生向けのバス乗り放題券												

戦略1 地球温暖化への対策

※「重点施策」を含む戦略を網掛けにしています。

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						R5	R6の方向性	担当課						
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	R5(R6.11末時点)				第五次計画の目標に対する進捗率・理由	事業概要	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	
																	○: 順調に進んでいる ○: 進んでいる △: あまり進んでいない -: 未着手
6	当初	1-5 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成 1 都市のコンパクト化	「都市計画区域マスタープラン」の推進	-	-	計画の推進	-	-	-	○	概ね20年後の都市の姿を展望したまちづくりを進めていくため、平成30(2018)年に改訂した「都市計画区域マスタープラン」に基づき、引き続き、都市のコンパクト化を目指し、市町と連携してまちづくりを進める。	・都市計画区域を有する20市町を対象とした都市計画基礎調査を実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)を支援	・都市計画区域における土地利用等の現状を把握 ・市町が定める都市計画の適切な運用	・都市計画基礎調査の実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)	引き続き、都市計画区域マスタープランに基づき、市町と連携してまちづくりを進める。	都市計画課	
7	当初	2 地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)に基づく取組の推進	「地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)」の着実な実行	-	-	計画の着実な実行	-	-	-	-	【県版地域公共交通計画に基づく取組み】 持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、令和4年度に策定した地域公共交通計画(高知県全域を対象)に基づく取組みを実施する。 【高知県東部広域地域公共交通網形成計画「南北地域公共交通網形成計画」に基づく取組み】 持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、平成30年度に策定した広域的な地域公共交通網形成計画に基づく取組みを実施する。	・県計画:協議会の開催1回 ・南北計画:協議会の開催1回、幹事会の開催2回 ・東部計画:協議会の開催1回	広域的な移動手段の維持確保・活性化策について議論し、交通ネットワークのあり方やその構築に向けての課題や取組みの方向性を共有	計画に基づく取組が進み、広域的な移動手段や交通ネットワークの維持・活性化が図られた。	県計画の枠組みの中で、引き続き県・市町村が一体となって広域的な移動手段の維持確保・活性化に取り組む体制を構築	交通運輸政策課	
8	当初	1-6 省エネビル・住宅やZEB・ZEHの推進 1 省エネ住宅の推進	こうちエコハウスへの来館者数	年間	949人(R元)	1,000人(毎年)	657人	345人	240人	△	省エネ住宅の推進のため、県民への省エネ住宅の普及啓発を市町村や事業者と連携を図りながら進める。 新型コロナウイルス感染症による来館者の減少からの回復が遅れている。	①普及啓発用リーフレットの活用 ②ZEHの判断基準等に関する技術講習会を開催(11/21開催:初級編、1/10開催:初級編、中級編)	①普及啓発用リーフレットの配布2,535枚、ホームページへの掲載 ②講習会への参加 71事業者	①②具体的な成果を示すことが困難	①省エネ住宅の推進のため、作成したリーフレットを活用しながら、引き続き県民への省エネ住宅の普及啓発を市町村や事業者と連携を図りながら進める。 ②ZEHの判断基準等に関する技術講習会を引き続き開催し、県内の事業者の省エネに関する技術力のさらなる向上を図る。 ③住宅の省エネ化の有意性に関する新たな普及啓発用リーフレットの作成を検討している。	住宅課	
9	当初										環境共生型住宅モデルハウス「こうちエコハウス」の普及	・「こうちエコハウス」の管理委託、木材利用総合窓口業務を実施(週5日会館) ・テレビ番組「おはようこうち」内で木造住宅や非住宅建築物等の広報を2回実施	木材利用総合窓口の利用件数 337件(11月末)	・CLT建築物 R4実績見込み51棟 ・非住宅建築物の木造化率 R4実績11.8%(R3実績13.8%) ・戸建て住宅の木造化率が全国平均を上回っている R4実績:高知県93.0%(全国平均90.9%)	外部でのイベント等におけるPR等により来館者の増につなげる。	木材産業振興課	
10	当初	2 ZEB・ZEHの推進	戸建て新案件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	-	2.1%(R元)	4%(R7)	2.7%	1.6%	2.1%	△	ZEHの認知不足、コスト高が影響	高効率機器への更新やZEB化などの建築物や設備の省エネ化の促進につながる普及啓発や支援を行う。	高知県地球温暖化防止県民会議(事業者部会)における省エネ診断等の支援制度の情報発信	省エネ診断の実施:計14社(R5.11末時点)	事業者の省エネ化が促進された。	企業のCO2排出量の見える化と削減に向けた提案を行う事業を実施し、事業者の具体的な行動を後押しする。	環境計画推進課
11	当初	1-7 森林吸収源対策による温暖化防止 1 持続可能な森林づくり	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha(R元)	5,200ha(毎年)	4,493ha	3,565ha	2,000ha	△	森林の高齢化が進み、間伐の対象となる林分が減少。	林業事業者等による「森の工場」づくりをはじめ、森林環境課と税などを活用した間伐などへの支援を行い、森林整備を積極的に推進する。また、低コスト育林や一貫生産システムの推進、地域ぐるみでの再造林推進、苗木生産施設への支援などを実施する。	・造林事業を活用し、荒廃森林の整備を行った。 ・森林整備のPRを県HPや林業機関紙(2誌)へ掲載するとともに、市町村広報誌への掲載依頼を行った。 ・「増産・再造林推進協議会」を開催し地域ぐるみで再造林を推進した。 ・再造林の推進に向けた課題を整理し、具体的な取組を示した「再造林推進プラン」を策定。 ・森林・林業・木材産業の関係者が協力し、再造林の推進に向けて取り組むため「高知県再造林推進会議」が設立。	間伐面積2,000ha(造林事業11月末(3/4半期集計中、速報値))、再造林面積350ha(造林事業11月末(3/4半期集計中、速報値))、HP広報掲載市町村14市町村	CO2吸収源として必要となる適正な森林の整備・管理が行われている。	再造林推進プランに基づき、林地への集中投資、林業収支のプラス転換、造林の担い手の育成・確保に取り組む。目標の達成に繋げたい。	木材増産推進課
12	当初	2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進									協働の森づくり事業で整備した森林のCO2吸収量を数値化し認証することを通じて、活動の成果を可視化して企業活動のPR等に使えるようにすることで、協定企業のモチベーション上昇を図るとともに、事業の認知度を高め、協働の森づくり事業による森林整備及び森林吸収源対策を推進する。	・高知県CO2吸収認証制度運営委託契約(4/1) ・高知県CO2吸収専門委員会の開催(7/14)	CO2吸収証書の発行(37件)	・森林整備面積(360.89ha)(R4実績) ・CO2吸収量(11,642t-CO2)(R4実績)	・植栽についてもCO2吸収量を認証するために数値化して、吸収証書を発行できる仕組みを構築する。 ・協働の森協定森林におけるJ-CO2クレジット発行について検討を進める。	林業環境政策課	
13	当初	3 オフセット・クレジット制度の活用	県内民有林の再造林面積	年間	250ha(R元)	630ha(R5)	299ha	342ha	350ha	△	皆伐収入と再造林に要する経費が不均衡であり、再造林に至っていない。	国のJ-CO2クレジット制度を利用して、森林の適正な管理によるCO2の吸収量や、木質バイオマスを化石燃料に代替したことによる削減量をクレジット化し、カーボン・オフセットを行う企業などに販売する。	・オフセット・クレジット市場拡大を目的として5社と販売委託契約 ・エコプロ2023出展(12/6-12/8)	・委託販売量42t-CO2(12月末時点) ・新規のクレジット購入事業者数 8件(12月末時点) ・エコプロ2023来場者数(66,826人)	販売件数42件、売却量323t-CO2	メイン購買層である建設業者への販売促進を進めるとともに他業種への販路拡大も目指す。そのために、関連するセミナー等との連携による発信や、環境先進企業(こうちSDGs推進企業等)などへの制度説明を引き続き実施し、制度の認知向上に努める。	自然共生課

戦略2 循環型社会への取組

※重点施策を含む戦略を網掛けにしています。

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策 ※(重点施策)に下線を引いています。	各戦略の指標						事業概要	R5			R6の方向性	担当課										
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	R5(R5.11末時点)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)												
14	当初	[2-1 3Rの推進] 1 リデュースに関する普及啓発 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)	231千t (R7)	242千t	集計中	R6に調査実施	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	毎年、前年度分の調査を実施。 R4実績値については集計中。	3Rに関する普及啓発 ・ゴミの発生抑制、分別収集、再生利用の推進	・市町村に対する国の施策の情報提供、市町村への取組の啓発(排出抑制、分別、リサイクル) ・産業廃棄物の循環的利用の促進(公共工事等による循環的利用が進むよう、機会を捉えてリサイクル製品の情報提供を実施)	今年度初めて実施した連携図書展示において、リサイクルや3Rに関連した書籍が約30冊貸し出しされた。	・県民1人当たりの1日分の家庭ごみ排出量(一般廃棄物) H26: 591g、H27: 583g、H28: 578g、H29: 582g、H30: 599g、R1: 600g、R2: 602g、R3: 599g ・産業廃棄物の再生利用量の割合(5年に1度実施する調査の結果) H20: 64.6%、H26: 65.2%、R1: 72.0%	・パネル展や連携図書展示を継続して実施し、あわせてより効果的な媒体への露出やPRの方法を検討する。 ・市町村に対する国の施策の情報提供や取組の啓発を継続する。	環境対策課							
15	当初	3 食品ロス削減に向けた取組の推進	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量(一般廃棄物)	年間	600g (R元)	537g (R7)	599g	集計中	R6に調査実施	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	毎年、前年度分の調査を実施。 R4実績値については集計中。	令和3年度に策定した「高知県食品ロス削減推進計画」に基づき、県内の食品ロスの削減に向け、県民や事業者等への啓発を行うとともに、未利用食品の有効活用を図る手段の確立を支援していく。	・ベンシル広告年間5回 ・食品ロス削減に関する県民意識調査対象3,000人、回答率50.4% ・てまえどり啓発物(レールポップ、マグネット、スタンプポップ)をスーパー10社、コンビニ3社計412店舗に対して11,665個送付 ・食品ロス削減月間(10月)に合わせた広報啓発活動(新聞・生活情報誌・フリーペーパー・県広報紙、テレビ各1回、ラジオ2回) ・食品ロス削減モニター調査 129件応募(集計作業中)	・食品ロス削減に関する県民意識調査対象3,000人、回答率50.4% ・てまえどり啓発物(レールポップ、マグネット、スタンプポップ)をスーパー10社、コンビニ3社計412店舗に対して11,665個送付 ・食品ロス削減月間(10月)に合わせた広報啓発活動(新聞・生活情報誌・フリーペーパー・県広報紙、テレビ各1回、ラジオ2回) ・食品ロス削減モニター調査 129件応募(集計作業中)	県民意識調査の結果、食品ロスの問題については87.3%の県民が「知っている」と回答し、全国と比較すると高いものの、昨年度と比較すると5ポイント減少していることが判明した。 スーパーやコンビニに送付したてまえどり啓発物(レールポップ、マグネット、スタンプポップ)が店舗から好評であり、食ロス削減だけでなく通年で設置を希望する声があった。	県民意識調査の結果、食品ロスの問題については87.3%の県民が「知っている」と回答し、全国と比較すると高いものの、昨年度と比較すると5ポイント減少していることが判明した。 スーパーやコンビニに送付したてまえどり啓発物(レールポップ、マグネット、スタンプポップ)が店舗から好評であり、食ロス削減だけでなく通年で設置を希望する声があった。	新聞やチラシ等の広報媒体を使った広報啓発活動を引き続き行うとともに、令和6年度はフードドライブ活動の動画を作成しSNS等での広報啓発を図る。	県民生活課						
16	当初	[2-2 プラスチックごみ対策] 1 プラスチック資源の効果的な分別回収										プラスチック資源循環促進法に基づく市町村の分別回収体制に係る情報収集等	・これまでも実施してきたプラ新法に係る市町村への情報提供を継続しつつ、市町村のニーズや実態把握のためのアンケート調査を実施する。 ・アンケート調査結果をふまえ、県として実施できる支援の検討と実施	・プラ新法web研修会(県内7市町村の参加)において、県外先進事例について情報共有された。 ・各市町村のプラスチック資源の分別回収の現状および今後の方向性が把握できた。	複数市町村で、県内外の取組状況を参考に、今後のプラ新法への対応に向けた協議を始めている。	・今後プラ資源一斉回収を行う方針の市町村に対しては優先的にピアリングを行い、取組が推進されるために適切な支援(情報提供、研修会の実施等)を、環境省四国事務所と連携し検討する。 ・全市町村に対して、引き続き情報提供(モデル形成支援事業への募集、他県先進事例)をメールや研修会等を通して行い、プラ新法への対応が進むように図っていく。	環境対策課							
17	当初	2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新	リバーボランティアによる清掃活動の実施	-	-	継続的な実施	-	-	-	○	活動団体数の減少が課題	河川ごみマップでごみの状況を可視化することによって、ごみの削減に向けた関心を高めるとともに、清掃活動への参加やごみを捨てない環境にやさしいライフスタイルの実現につなげる。	・R4年度ごみマップについて仁淀川清流保全推進協議会全体会で協議、ホームページに掲載 ・仁淀川一斉清掃(10月14日)	・仁淀川流域で回収されたごみの種類や量を地図化し、県民へ情報発信した ・仁淀川一斉清掃参加者: 355人	仁淀川清流保全推進協議会内のWGでいただいた意見をもとに、ごみマップの更新を図ると、ごみの削減に向けた関心を高める取組を進めている。	自然共生課								
18	当初											リバーボランティアによる清掃活動を支援するため消耗品の配布や保険の加入を行う。	消耗品費(予算): 1,722千円 保険料(実績): 231,480円	消耗品の配布、傷害・賠償責任保険の加入(令和5年5月1日～令和6年4月30日)	ボランティア活動の負担の軽減。	引き続き、消耗品の配布や保険の加入によって住民の美化活動の支援を行う。	河川課							
19	当初	3 海岸漂着ごみのモニタリング調査										高知県の海岸において、継続的に漂着ごみの組成や存在量を調査し、それらの経年変化を把握するため、モニタリング調査を実施する。	海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、漂着ごみ組成調査を実施予定(高知港海岸)	調査結果を環境省への報告と併せて当課のホームページにて公表		継続して海岸漂着ごみの組成調査を実施し、効果的な漂着ごみの回収・処理に向けた検討を実施。	港湾・海岸課							
20	当初	[2-3 廃棄物の有効活用] 1 各種リサイクル法の推進										各種リサイクル法(家電、小型家電、容器包装)の推進	取組を推進するため先行事例等の情報を収集し、県内市町村間で共有する。	第59回高知県市町村環境行政連絡協議会において、小型家電の回収方法について市町村間での情報共有が図られた。		・国や県で市町村に対して調査を行う際は、県内の全体結果は確実に市町村にフィードバックし、市町村間での情報共有が行われていくように努める。 ・市町村に対する国の施策の情報提供や取組の啓発を継続する。	環境対策課							
21	当初	2 家畜排せつ物の活用										下水汚泥処理で発生するガスの有効活用率 ※点検による発電停止期間を除く	年間	-	100% (毎年)	87.4%	99.7%	98.7%	◎	・堆肥保管処理施設等の整備に関する補助事業の周知 ・畜産・酪農収益力強化整備等事業(施設整備・機械設備)要望調査開始の円滑な対応 ・職員の研修会等への参加	・令和4年度補正 畜産・酪農収益力強化整備等事業(機械導入)を活用し、堆肥調整散布関係機械装置の導入を支援 ・職員の知識・技術指導力の向上にも対応できるようになった。	・機械導入により、作業効率の向上及び堆肥の高品質化が可能になった。 ・リース事業に関する知識向上により、畜産農家の新たなニーズにも対応できるようになった。	・各種補助事業の活用による畜産ふん堆肥処理施設の設置及び堆肥調整散布機械の導入を促進 ・職員の知識・技術指導力向上のため、研修会への職員参加の推進	畜産振興課
22	当初	3 木質バイオマスの利用により発生する燃焼灰の有効活用										燃焼灰を有効に活用するため、「木質バイオマス燃焼灰の自らの手引き」を普及し、事業者の適正な運用を進める。	「地域内エコシステム」技術開発・実証事業検討委員会において燃焼灰の有効利用に関する実証試験計画について検討	燃焼灰の有効利用に関する実証試験が8月から開始予定	・「地域内エコシステム」技術開発・実証事業検討委員会において燃焼灰の有効利用に関する実証試験計画について検討 ・燃焼灰を防草資材として有効利用するため、県内5箇所試験地を設定し効果を検証中	燃焼灰の有効活用に関する新たな情報の収集に努める。	木材産業振興課							
23	当初	4 下水汚泥処理で発生するガスの有効活用										高須浄化センターでは下水汚泥を減量化する消化施設を整備。消化過程で発生するメタン発酵ガスをバイオマス発電事業を行う民間事業者に供給することにより有効活用が努めます。	発電事業者との運営協議会を開催し、発電事業者と年間計画、緊急体制、リスク管理等について協議した。	施設故障等のトラブルなく、消化ガスの供給、消化ガス発電を実施。			公園下水道課							

戦略2 循環型社会への取組

※重点施策を含む戦略を網掛けにしています。

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標							事業概要	R5			R6の方向性	担当課		
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	R5(R5.11末時点)	第五次計画の目標に対する進捗度・理由		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)				
									◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手								
24	当初	【2-4 廃棄物の適正処理と災害廃棄物の処理対策】 1 廃棄物の適正処理	適正処理講習会の開催回数	年間	3回(R元)	3回(毎年)	3回	3回	3回	◎	3会場での講習会を開催した。	・福祉保健所毎の廃棄物等連絡協議会の活性化と地域団体とのネットワーク化による不法投棄対策や情報交換を図る。 ・排出事業者及び処理業者を対象に、廃棄物適正処理を理解してもらうため講習会を開催する。 ・処理許可業者等への立入検査・調査を行い適正処理指導を行う。	・高濃度PCB廃棄物の処分再開の最終期限をホームページ等で周知 ・各種会議(ブロック協議会・幹事会・実動訓練)等を順次開催	・本年度、新たに高濃度PCB含有安定器が2事業所で発見された。 ・PCB含有塗膜調査を実施した結果、新たに49施設で状況把握ができ、うち13施設でPCB含有塗膜の使用が判明 ・廃棄物適正処理講習会参加者は、安芸市23人、須崎市42人、四万十市73人	・これまでに見つかった高濃度PCB含有機器は、すべて処理施設(JESCO)に搬入された。 ・低濃度PCB処理期限(令和8年度末)に向けた周知・取組が進んでいる。	・廃棄物の不法投棄については、監視等による早期発見に努め、初期段階での迅速な対応により状況の深刻化を防いでいく。 ・講習会の開催については、他の会議の動向にも注意をしながら周知をしていく。	環境対策課
25		2 災害廃棄物の処理対策	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回(R元)	3回(毎年)	3回	4回	2回	◎	関係機関と連携し、ブロック協議会等において、広域処理の検討ができています。	一瞬に膨大な量が発生する災害廃棄物について、早期の復旧・復興に向けて、平時において広域処理体制の構築等を検討する。	各種会議(ブロック協議会・幹事会・実動訓練)等を順次開催	連携連絡会(参加者49人)、講演会(参加者30人)、災害廃棄物処理広域ブロック協議会(2回)、同幹事会(1回、6幹事市参加)	災害廃棄物処理広域ブロック協議会を軸として、二次仮置場候補地案の実効性の確保や担当職員のスキルアップに向けた協議会や講演の開催などに引き続き取り組んでいる。	災害廃棄物の広域処理体制の構築、仮置場用地の確保、担当職員のスキルアップに向けた協議会や講演の開催などに引き続き取り組んでいく。	環境対策課
26	当初	【2-5 リサイクル産業の振興】 1 リサイクル製品の認定と環境配慮型事業所の認定	リサイクル製品の認定数	累計	99件(R元)	105件(R7)	99件	100件	100件	◎	新規申請4件(R6.1月審査会予定)	・廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」の普及とリサイクル事業者の育成 ・地域における循環型社会の形成等、循環型社会の形成に貢献する事業者の認定と育成	・パンフレット、募集チラシ 各2,700部配布 ・パネル展等のこれまでの取り組みに加え、機会をとらえて認定製品・事業所のPRを行った。	令和5年度の募集において、製品で4件の新規申請があった。	・名義後援をした製品の技術講習会が報道番組の特集として取り上げられ、取組を一般県民にも広く周知できた。 ・今年度初めて実施した図書連携展示において、約30冊の関連書籍の貸し出しがあり、一般県民の普及啓発に寄与できた。	・認定された製品及び事業所のPRの強化により、事業者のイメージアップに取り組む ・一般県民が日常生活の中で利用でき、資源循環を実感できるようなリサイクル製品の掘りおこし	環境対策課
27	当初	2 グリーン購入の普及	環境配慮型事業所の認定数	累計	18件(R元)	20件(R7)	19件	19件	19件	△	R3～R5新規申請0件	高知県庁グリーン購入基本方針に基づき、全庁的にグリーン購入を推進する。市町村役場においてもグリーン購入の取組を進めるため、情報提供やグリーン購入基本方針の策定支援等を実施する。	令和7年までにグリーン購入基本方針の策定を予定している3町(東洋町、田野町、黒潮町)にグリーン購入の状況や基本方針の策定計画についてヒアリングを行った。(グリーン購入基本方針策定済市町村数:14、未策定:20、未策定のうち策定予定の3町がヒアリング先) 黒潮町には、平成28年度に実施した「行政部会グリーン購入ワーキング」において作成していた「黒潮町グリーン購入基本方針(案)」を提供した。	グリーン購入基本方針を策定した市町村数の増加には繋がらなかった。 県庁においては、実施計画に基づき、グリーン購入を実施した。	庁内において、組織的にグリーン購入に取り組めた。	引き続き、全庁への制度周知と取組実施の周知を行っていくとともに、市町村への基本方針の策定及び取組実施を促進していく。あわせて、基本方針の策定を予定している3町については、必要に応じた支援を行う(役場内の現状把握を行うためのアンケート作り、基本方針(案)の提案等)。	環境計画推進課

戦略3 自然環境を守る取組

※重点施策を含む戦略を網掛けにしています。

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策 ※重点施策は下線を引きしています。	各戦略の指標					第五回計画の目標に対する進捗度・理由	事業概要	R5			R6の方向性	担当課		
			目標指標	第五回計画基準値	第五回計画目標	R3(初年度)	R4			R5(R5.11末時点)	インプット(投入)	アウトプット(結果)			アウトカム(成果)	
35	当初	【3-4 清流の保全と流域の振興】 1 清流保全活動の推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 (R元)	新規の増加更新の継続	9件	8件	8件	◎ 目標を達成できている。	1 清流保全活動の推進 物部川清流保全計画、仁淀川清流保全計画及び四方川流域振興ビジョンに基づき、各主体と連携した清流保全活動の実施や啓発、住民による取組を支援するとともに、それ以外の河川についても、各市町村や団体と連携しながら、活用・保全の取組を推進していく。 2 協働の川づくり事業の推進 川の環境保全活動に関心のある企業と清流保全活動に取り組んでいるNPOなど、流域市町村、県と「協働の川づくりパートナーズ協定」を締結し、一斉清掃や開伐、子どもたちを対象とした環境学習などの取組を協働で推進していく。	・仁淀川清流保全推進協議会各分會、総会の開催 ・農業期濁度調査や農業濁水軽減実証実験の実施 ・水環境勉強会の開催 ・小中学校における環境学習の実施 ・仁淀川一斉清掃、RAC川の安全教室の開催(川と人、社会、文化の関わり講座)	・市町村と協力し農業濁水軽減に向けて取り組む ・水環境関係者の相互理解を深めた子どもたちが川に親しみ、清流保全意識の醸成につながった ・仁淀川一斉清掃参加者:355人、RAC川の安全教室(川と人、社会、文化の関わり講座):3人	川で遊んだ経験のある子どもへの減少や環境学習を実施する講師の人材育成などの課題解決のため、流域の関係機関、団体等との連携により継続して実施していく。また、子どもたちが川にふれ合う機会を増やすために、環境学習実施校の増加に引き続き努めている。	自然共生課	
36	当初	2 協働の川づくり事業の推進														
37	当初	3 多自然川づくりの推進	おもてなしの水辺創成事業の実施	-	-	継続的な実施	-	-	-	◎ 目標を達成できている。	河川工事のなかで、治水、維持管理、環境の両立を念頭に、水際(水から陸への境界域)、瀬、洲、砂州において、自然に近い環境が創出される配慮を伝統工法等にも留意して実施する。	河川整備費(環境系)の予算配分(4/1)上八川:約10,000千円 新莊川:約5,000千円			河川課	
38	当初	【3-5 快適な生活環境の確保】 1 大気、水質などの調査	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	年間	97% (H30)	93% (毎年)	95.2%	98.4%	結果はR6.4月以降	◎ 一部の地点を除き、県内の水域は環境基準を達成し続けており、河川等の水環境が清浄に保たれていると判断される。	公共用水域における水質等環境調査や大気などの監視により生活環境の保全を図る	・委託業務関係：ダイオキシン類濃度調査委託業務により環境基準の達成状況を把握した(達成率は令和5年度末以降に確定)。 ・大気関係：大気環境測定局での大気環境常時監視の実施及び大気環境移動測定車による大気環境測定の実施。有害大気汚染物質モニタリング調査の実施。航空機騒音常時監視の実施を行い、環境基準(指針)の達成状況を把握した(達成率は令和5年度末以降に確定)。大気環境測定局の測定結果は県のホームページに掲載しており、随時閲覧が可能である。また、監視結果を大気環境常時監視報告書として公表予定である。 ・水質関係：公共用水域水質測定計画に基づく水質測定を実施し、県内の公共用水域及び地下水の環境基準の達成状況を把握した。また、工場・事業場への立入検査を実施し、排水基準超過のあった事業者に対し、排水基準を遵守するよう行政指導を行った。	・委託業務関係：ダイオキシン類濃度調査委託業務により環境基準の達成状況を把握した(達成率は令和5年度末以降に確定)。 ・大気関係：大気環境測定局での大気環境常時監視の実施及び大気環境移動測定車による大気環境測定の実施。有害大気汚染物質モニタリング調査の実施。航空機騒音常時監視の実施を行い、環境基準(指針)の達成状況を把握した(達成率は令和5年度末以降に確定)。大気環境測定局の測定結果は県のホームページに掲載しており、随時閲覧が可能である。また、監視結果を大気環境常時監視報告書として公表予定である。 ・水質関係：公共用水域水質測定計画に基づく水質測定を実施し、県内の公共用水域及び地下水の環境基準の達成状況を把握した。また、工場・事業場への立入検査を実施し、排水基準超過のあった事業者に対し、排水基準を遵守するよう行政指導を行った。	・大気環境について、必要な監視を継続するため、調査の効率化を検討する。 ・公共用水域(河川、湖沼、海域)及び地下水の水質測定について、調査費用が高騰するなか調査を継続するため、調査の効率化を検討する。 ・大気関係：監視結果を県ホームページや大気環境調査報告書として公表することで、県民や事業者に対し周知を図ることができる。 ・水質関係：公共用水域及び地下水の水質調査結果をとりまとめホームページで公表することで、県民や事業者に対し周知を図ることができ、事業場立入により事業者の排水に対する水質汚濁防止法への遵守意識を醸成できた。	・大気環境について、必要な監視を継続するため、調査の効率化を検討する。 ・公共用水域(河川、湖沼、海域)及び地下水の水質測定について、調査費用が高騰するなか調査を継続するため、調査の効率化を検討する。 ・地下水水質調査について、新規井戸の掘り起こしや定年観測地点の選定などを検討する。 ・ダイオキシン類常時監視について、その地点と比べ高濃度傾向の地点を重点的に調査するなど効率的・効果的な監視を行うように検討する。 ・事業場排水について、継続して立入を行い、事業者に排水基準を遵守させ、清浄な水環境を保つ取組を行う。	環境対策課
39	当初	【3-6 公共工事などでの環境配慮】 1 道路工事での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	4,199㎡ 以上 (毎年)	8,137㎡	3,376㎡	1,808㎡	◎ R4以降は施工完了した工区があり、実績は減少傾向である。	道路工事により発生した切土法面を潜在自然植生を用いたポット苗工法により施工し、自然林の回復を行う。	工事により発生した切土法面保護工法として、種子を吹き付ける工法が経済的に安価となるが、潜在自然植生を用いたポット苗工法を基本工法として採用することで自然林を回復する。(工事費で約1,900円/㎡、R5施工箇所合計で約340万円の追加費用を投入)	ポット苗工法により自然林を回復。(A=1,808㎡(R5.11月末時点))	令和5年度に施工のポット苗(A=1,808㎡(R5.11月末時点))により、空気中のCO2吸収量が増加。自然林が復元されれば、約70世帯が1日に排出するCO2(約0.7t)を1年間で吸収する)	新規工区での実施を予定しており、実績値の向上を図る。今後も「道路構造物に係る標準設計マニュアル(高知県土木部道路課)」の基準のとおり、道路整備における景観に配慮した道路法面の保護工法として優先的に選定を行う。	道路課
40	当初	2 多自然川づくりの推進【再掲】														
41	当初	3 治山・林道事業での環境配慮									治山・林道事業に関しては、工事金額が8千円以上については、文化環境システムにて検討を行う。また、林道工事については軽自動車(クマタカ)の営業地がある路線があるため、工事発注前にモニタリング調査を行い、アドバイザーの提言を受け事業を実施していく。	令和5年度文化環境システム対象工事:4箇所 幹線林道開設事業 大野・高嶺線2工区環境調査(本年度は非繁殖年度であることが推定されており、繁殖が確認された場合は調査を実施予定)	令和5年度文化環境システム対象工事:4箇所	令和5年度文化環境システム対象工事については、計画どおり発注が完了し、環境配慮の検討も行われた。	・工事設計段階から自然環境に配慮した工法の採用に取り組むとともに、従来と同様に文化環境評価システムの対象工事については環境配慮の検討を行っている。 ・令和5年度と令和6年度は、クマタカが確認されている営業地付近の工事が無い予定となっているが、工事開始前には、環境調査を実施し、クマタカの営業や繁殖状況を注視していく。	治山林道課
42	当初	4 環境配慮勉強会の実施 5 環境影響評価の適切な管理・運営	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回 (R元)	1回以上 (毎年)	0回	0回	0回	◎ 目標を達成できている。	4 環境配慮勉強会の実施 環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行うために、「文化環境評価システム」の運用を行うとともに、四方十川流域においては、高知県四方十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第32条の規定に基づき、「高知県四方十川流域環境配慮指針」を策定し、流域の公共工事について、事業の計画から実施、管理の各段階ごとに生態系及び景観の保全への配慮を行う。 5 環境影響評価の適切な管理・運営 大規模な開発事業を実施しようとする際、あらかじめその事業が「環境にどのような影響を及ぼすか」について、事業者へ調査、予測、評価を行わせ、その結果を公表して国民、県民等から意見を聴き、環境への適正な配慮を実施していく。	四方十川重点地域許可制度研修会の開催 生態系及び景観の保全への配慮の必要性について流域市町及び調査員へ周知した。	令和6年度は2件(準備書1件、方法書1件)の技術審査会の開催を見込んでいる。	自然共生課		

戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

※重点施策を含む戦略を網掛けにしています。

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標							事業概要	R5			R6の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5 (R5.11末 時点)	第五次計画の目標に対する 進捗度・理由 ○:順調に進んでいる ●:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)			
52	当初	【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】 1 幼少期、青少年期における環境教育の充実	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	91人	109人	◎ 目標を達成できている	学校行事としての2泊3日以上の自然体験型学習事業に加え、NPO法人や福祉施設、青少年育成団体等、民間団体が概ね高校生以下の生徒を対象とした1泊2日以上の自然体験型学習にも補助を行うことで、子どもの体験活動の機会を増やす。	当初予算は5,600千円。本事業要綱、募集案内を当該HPIに掲載。市町村教育委員会へ募集を周知。これまで事業実績のある市町村及び団体への本事業の再周知を行う。	12月末時点で学校行事3校及び1連合、民間団体5団体5企画の実績である。	天候不良や参加人員が確保できなかったことによる中止もあったが、多くの市町村(学校)、民間団体が計画どおり事業を実施できた。	本事業は、林業環境政策課が所管する山の学習支援事業へ移管を予定している。そのため、所管課と連携し、本事業を活用していた団体等が引き続き活用できるように周知等を実施する。	生涯学習課
53	当初	1 幼少期、青少年期における環境教育の充実 2 環境学習を推進するための人材育成 3 環境保全活動を実施する人材の育成	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	91人	109人	◎ 目標を達成できている	1 幼少期、青少年期における環境学習の充実 ・学習プログラムリスト(小学校向け、中学校向け、高等学校向けの作成・配布、環境絵日記コンテスト、こどもエコクラブ事業(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 2 環境学習を推進するための人材育成 ・環境学習講師の紹介・派遣(高知県環境活動支援センター実施委託業務) ・生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度 3 環境保全活動を実施する人材の育成 ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座・現場活動ツアーの実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・小学校向けプログラムリストを県内の全小学校に送付(4/28) ・推進リーダー養成講座の開催(2回) ・環境絵日記コンテストの開催	・推進リーダー養成講座の受講者数(のべ23人) ・学習プログラムリストを活用した環境学習の受講者数(578人 ※R5.11月末時点) ・環境絵日記コンテストの参加校(93校)、応募作品数(3,816作品)	・学習プログラムリストを活用した環境学習を推進できた。 ・環境絵日記コンテストを通して、県内多くの子どもたちに環境への意識を育ててもらえた。	観光ガイド、地域おこし協力隊や教員など、指導や活動の機会のある方々を対象にリーダー養成講座等の受講を周知し、高知の自然や生物多様性に関する知識を持った人材の増加を図る。	自然共生課
54	当初	3 環境保全活動を実施する人材の育成	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	450人 (毎年)	595人	955人	714人	◎ 目標の158%を達成しているため。	人と木の共生を基本理念とした「木の文化風構想の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうため、幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動などの取組を実施する。	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPIによる広報、ボランティアネットワーク強化等の実施委託に契約金額7,834,000円付 ・森林環境学習フェア等開催委託に契約金額 12,551,990円付	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPIによる訪問・活動調査 18団体<12月末時点報告より> ・森林保全ボランティア団体の訪問・活動調査 18団体<12月末時点報告より> ・森林保全ボランティアの交流会開催(7/23) 参加者:65人 ・第5回森林環境学習フェアの開催(10/28-29) 来場者数22日:4,726人、23日:6,486人 計11,212人(R4:8,398人) ・森林環境学習フェアでのパネル展示(10/28-29) ・森林保全バスター(越知町・佐川町)の開催(11/18) 参加者数 37名	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動の増加傾向、事業活用団体は数増(。R4:4団体-R5:6団体(見込)) ・森林環境学習フェアの参加人数に比べて、コロナの制限がなかったことにより前年より大幅に増加。 ・森林環境保全バスターは体調不良等のキャンセルを除き定員を満了することができたが、天候不順により屋外での体験活動ができなかった。	・事業を活用する森林保全ボランティア団体の増に向けて、引き続き団体の振り回しや活動の活性化に取り組む。 ・森林環境学習フェア来場者数増に向けた取り組みを実行委員会と協議(R6年度は、10/26-27で開催予定) ・森林環境保全バスターにおいては、間伐体験など実際の林業の現場と触れられるようなプログラムを検討する。	林業環境政策課
55	当初	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパードライバー」の養成	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパードライバー」の養成	累計	14人 (R元)	17人 (R7)	19人	20人	22人	◎ 順調に進んでいる。	地球温暖化防止活動推進員の活用推進	・県の広報誌による推進員の募集(さんSUN高知6月号と7月号) ・令和5年度高知県地球温暖化防止活動推進員フォローアップセミナーの実施(9月9日10:00~12:30/こうち男女共同参画センターソール(川中)) ・令和5年度高知県地球温暖化防止活動推進員スキルアップセミナーの実施(12月6日8:20~17:00/香川県高松市内(株)セキゼン・ちよだ製作所などの視察※太陽光パネルリサイクル/バイオガス発電など) ・令和5年度四国地域合同推進員研修会 ※令和4年度から名称変更(10月1日13:30~16:30、11月25日13:00~26日16:20の2回開催/徳島県徳島市 エコみらいつくしま)	・県の広報誌による推進員の募集:新規推進員2名(合計41名) ・令和5年度高知県地球温暖化防止活動推進員フォローアップセミナーの実施:8名参加(新規推進員2名中2名参加) ・令和5年度高知県地球温暖化防止活動推進員スキルアップセミナーの実施:7名参加 ・令和5年度四国地域合同推進員研修会:高知から6名(全参加者は22名)	・研修の受講等による地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ(温暖化に関する基礎知識、啓発の手法など) ⇒スキルアップ研修では太陽光パネルのリサイクル、バイオガス発電に関する施設の視察を通じて知識を高めた ⇒四国地域合同推進員研修では、普及啓発の実践及びその過程を推進員協働で行うことにより一定の啓発手法が身に付いた ・県内外の推進員と交流することによるモチベーションアップ ⇒フォローアップセミナーにて既存の推進員と新規推進員の交流を通じて活動を始める後押しとなった ⇒四国地域合同推進員研修での他県推進員との交流を通してモチベーションアップにつながった ・他県の活動事例等の共有により、今後の活動の参考になった。 ⇒四国地域合同推進員研修において、他県の活動事例を学び今後の活動の参考になった	・推進員としての活動のきっかけになるようなツール(パンフレット)や活動の場を提供する。 ・精力的に活動を行った推進員の方を表彰する制度を設ける。 ・新規推進員の増員のために、地域おこし協力隊の方や退職教員や民間企業の方に募集のお知らせを実施する。	環境計画推進課
56	当初	【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】 1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	3,000人 (毎年)	1,396人	1,944人	2月実施	2月に美化活動実施予定	地域の美化活動を実施する団体への支援と県民との協働による不法廃棄物の防止や美化活動の促進 ・ボランティアの協立、県民等の美化活動の支援、県民一斉美化活動月間の取組の推進、美化啓発及び広報活動	美化活動に取り組む県民及び市町村への資料提供(軍手、ゴミ袋、火ばさみ) ・新聞広告掲載、公共交通機関(バス、電車)内広告掲載、ホームページ掲載等による活動のPRを実施	「清潔で美しい高知県をつくる条例」が目指す清潔で美しい県土づくりの推進に向けて、引き続き、市町村等関係者と相互協力関係を構築し、県民及び事業者等に対して、活動の浸透を図っていく。	環境対策課		
57	当初	2 地域における環境学習の支援 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,500人以上 (毎年)	2,376人	2,942人	2,017人	○ 年間目標に向け取り組みを進めている	2 地域における環境学習の支援 ・環境学習講師の紹介・派遣 ・学習プログラムリスト(社会人向け)の作成・配布(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供 ・ホームページやメールマガジン等による環境活動情報・助成金情報等の提供、生物多様性こうち戦略推進リーダー活動報告会の開催、生物多様性の普及・啓発を目的とする表彰事業「ふるさとのいのちをつなぐ こうちブランド大賞」の実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・環境学習講師の紹介・派遣(69件117人) ・情報発信:メールマガジン(33回)、Facebook(47回)、Instagram(60回)、Twitter(19回) ・県内の全小中学校及び教育委員会(4/28)、高等学校(6/9)へ事業案内資料を送付 ・「ふるさとのいのちをつなぐ 生物多様性こうちブランド大賞」交流会・選考会の応募件数(10件)	・環境学習の受講者数(2,017人) ・「ふるさとのいのちをつなぐ 生物多様性こうちブランド大賞」交流会・選考会の実施(10件)	「ふるさとのいのちをつなぐ 生物多様性こうちブランド大賞」交流会では、幅広い層の参加を図るため、ゲストによるトークショーを併せて開催し、昨年度よりも多い参加者数であった。	環境イベント等にゲストを呼ぶなど、一般の方が足を運ぶきっかけとなる効果的な広報手段を引き続き検討する。	自然共生課

進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）

戦略1 地球温暖化への対策

【全体評価】概ね順調な指標はあるものの、全体としては引き続き対策を強化していく必要がある。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標							
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5 (R5.11末 時点)	達成率 (R5.11末 時点)	
【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度)	年間	24.1%削減 (H29)	47%以上 削減(R12)	未集計	未集計	未集計	
<u>1 県民会議による取組</u>	エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社 (R元)	270社 (R7)	220社	211社	198社	73%
<u>2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信</u>	地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率	—	9.1% (R元)	5%未満 (R7)	7.1%	7.8%	5.3%	94%
【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7% (R元)	11.1% (R7)	9.5%	10.0%	10.0%	90%
<u>1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進</u>	住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	—	500件 (R7)	—	—	R5年度末 確定予定	
<u>2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用</u>	民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	—	25件 (R7)	4社	13件	18件	72%
<u>3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援</u>	小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	—	3件 (R7)	—	—	—	
<u>4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保</u>	地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	—	3件 (R7)	1件	1件	2件	67%
<u>5 その他のエネルギーの普及促進</u>	「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	—	20社 (R7)	1社	1社	1社	5%
【1-3 気候変動の影響への適応】	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	—	計画の 推進	—	—	—	
【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9% (R元)	39% (R12)	32%	17%	21% (R5.4~9)	54%
<u>1 公共交通機関の利用促進</u>								
【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha (R元)	5,200ha (毎年)	4,493ha	3,565ha	2,000ha	38%
<u>1 持続可能な森林づくり</u>								
<u>2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進</u>								
<u>3 オフセット・クレジット制度の活用</u>	県内民有林の再造林面積	年間	250ha (R元)	630ha (R5)	299ha	342ha	350ha	56%

戦略2 循環型社会への取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(【2-1 3Rの推進】については、令和6年度に調査実施予定)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標							
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5 (R5.11末 時点)	達成率 (R5.11末 時点)	
【2-1 3Rの推進】	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)	231千t (R7)	242千t	集計中	R6に調査 実施	
<u>1 リデュースに関する普及啓発</u>								
<u>2 リユース、リサイクルに関する普及啓発</u>	一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.2% (R元)	25% (R7)	20.3%	集計中	R6に調査 実施	
<u>3 食品ロス削減に向けた取組の推進</u>	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量 (一般廃棄物)	年間	600g (R元)	537g (R7)	599g	集計中	R6に調査 実施	
【2-2 プラスチックごみ対策】	リバーボランティアによる清掃活動の実施	—	—	継続的な 実施	—	—	—	
<u>1 プラスチック資源の効果的な分別回収</u>								
<u>2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新</u>								
<u>3 海岸漂着ごみのモニタリング調査</u>								
【2-4 廃棄物の適性処理と災害廃棄物の処理対策】	適正処理講習会の開催回数	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	3回	3回	100%
<u>1 廃棄物の適正処理</u>								
<u>2 災害廃棄物の処理対策</u>	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	4回	2回	67%

戦略3 自然環境を守る取組

【全体評価】全体としては概ね順調に進捗している。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5 (R5.11末 時点)	達成率 (R5.11末 時点)
【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】							
1 希少野生動植物の保全 2 野生鳥獣の保護・管理 3 外来生物による被害防止 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海岸、海洋環境の保全 6 漁場環境の保全	生物多様性の認知度	—	61.8% (H30)	80% (R5)	—	—	
	防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	80% (毎年)	90%	84.6%	調査中
	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	5か所 (毎年)	8か所	9か所	5か所
	ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	30,000頭 (～R3) 25,000頭 (R4～)	21,708頭	21,097頭	集計中
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	276種	増やさない	—	—	
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	—	717種	増やさない	—	721種	
【3-4 清流の保全と流域の振興】							
1 清流保全活動の推進 2 協働の川づくり事業の推進 3 多自然川づくりの推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 (R元)	新規の増加 更新の継続	9件	8件	8件
	おもてなしの水辺創成事業の実施	—	—	継続的な 実施	—	—	—
	環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」 の実施	—	—	継続的な 実施	5箇所	2箇所	2箇所
【3-6 公共工事などでの環境配慮】							
1 道路工事での環境配慮 2 多自然川づくりの推進【再掲】 3 治山・林道事業での環境配慮 4 環境配慮勉強会の実施 5 環境影響評価の適切な管理・運営	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	4,199㎡ 以上 (毎年)	8,137㎡	3,376㎡	1,808㎡
	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回 (R元)	1回以上 (毎年)	0回	0回	0回

戦略4 地域資源を活かした産業振興

【全体評価】全体としては順調に進捗している。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5 (R5.11末 時点)	達成率 (R5.11末 時点)
【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】							
1 滞在型観光、体験型観光の推進 2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進 3 環境保全型農業の推進 4 CLTなどによる県産材の利用促進 5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進 6 CO2木づかい固定量認証制度の普及 7 漁村におけるサービス業の創出 8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還流	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人 (R元)	1,141千人 (毎年)	1,400千人	1,807千人	1,593千人
	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	—	7品目 (R5)	2品目	5品目	6品目
	県有公共施設の木造率	年間	100% (R元)	100% (毎年)	100%	100%	



5 高鳥獣第 878 号

高知県環境審議会 様

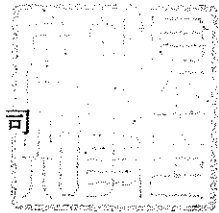
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)」第4条第4項の規定により、下記の鳥獣保護区特別保護地区の指定について諮問します。

記

姫島特別保護地区

令和6年1月31日

高知県知事 濱田省司



環境審議会諮問事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」

1 趣旨説明

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、「鳥獣保護区」を指定することができること定められており、現在、県内に55か所の「鳥獣保護区」を指定しています。

また、「鳥獣保護区」の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができ、県内に10か所の「特別保護地区」を指定しています。

これらの「特別保護地区」で、建築物等の新築や水面の埋立て・干拓、立木竹の伐採など、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼす恐れのある行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。

「特別保護地区」の存続期間は、当該「鳥獣保護区」の存続期間（10年間）に合わせており、来年、更新予定の「姫島鳥獣保護区」に係る「姫島特別保護地区」の存続期間は、令和7年11月14日をもって満了します。

しかしながら、姫島特別保護地区は、オオミズナギドリ、カラスバト等希少鳥類の保護繁殖上とりわけ重要な区域であり、今後も引き続き植生群落の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意すべき重要な区域です。

このため、関係者の意見も踏まえて、「指定」（指定期間：令和7年11月15日から令和17年11月14日まで）を行おうとするものです。

2 再指定予定の「鳥獣保護区特別保護地区」の概要

名称	区分	所在地	面積(ha)	指定始期
ひめしま 姫島特別保護地区	希少鳥獣生息地	宿毛市	48	H17.11.15～

3 スケジュール

- 令和6年1月31日 環境審議会に諮問
- 令和6年5月～ 鳥獣の生息調査
- 令和7年1月 環境審議会自然環境部会で審議
- 令和7年2月 環境審議会で答申
- 令和7年8月 高知県公報で告示

4 法的根拠

- 鳥獣保護管理法第29条第1項 特別保護地区の指定
- " 同条第2項 鳥獣保護区の存続期間の範囲内で定める特別保護地区の存続期間
- " 同条第4項 法第4条第4項の規定を準用（審議会の意見聴取義務）

① 温室効果ガス排出量の推移とアクションプランの削減目標

